

○生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（一部抜粋）

（職員）

第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

中略

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和 7 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。